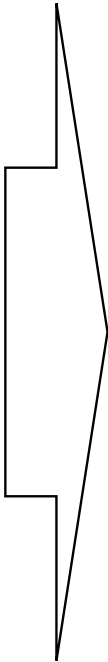


定 例 会 議 資 料	令和 7 年高知県警察運営指針、重点目標等 の策定について	令和 6 年11月20日 警 務 課
1 運営指針 高知県の安全・安心を守る強く優しい警察 ～県民に寄り添い、ともに歩む～ 2 重点目標及び主要施策 (1) 総合的な犯罪抑止対策と子供・女性・高齢者等を守る取組の推進 ○ 特殊詐欺等に対する効果的な犯罪抑止対策の推進 ○ 人身の安全確保対策の推進 ○ 少年の非行防止対策の推進 ○ サイバー空間の脅威への的確な対処 (2) 悪質・重要犯罪の検挙と組織犯罪対策の推進 ○ 重要犯罪等の着実な検挙 ○ 広域的な捜査連携による特殊詐欺等の着実な検挙 ○ 組織犯罪から県民を守るための対策の推進 (3) 交通事故から県民を守る対策の推進 ○ 子供・高齢者等の交通事故防止対策の推進 ○ 交通事故分析に基づいた交通安全対策の推進 ○ 自転車・電動モビリティを含む悪質・危険運転者対策の強化 ○ 安全で快適な交通環境の整備 (4) 大規模災害やテロ等重大事案から県民を守る取組の推進 ○ 大規模災害から県民を守るための取組の推進 ○ テロ等重大事案を未然に防止する取組の推進 ○ 警護警備の的確な実施 (5) 県民の期待と信頼に応える警察活動の推進 ○ 県民に寄り添ったきめ細かな警察活動の推進 ○ 社会情勢の変化に的確に対応した組織運営の推進 ○ 女性活躍と働きやすい職場環境づくりの推進		

令和6年

運営指針	
高知県の安全・安心を守る強く優しい警察 ～県民に寄り添い、ともに歩む～	
重点目標	主要施策
総合的な犯罪抑止対策と子供・女性・高齢者等を守る取組の推進	特殊詐欺等に対する効果的な犯罪抑止対策の推進 人身の安全確保対策の推進 少年の非行防止対策の推進 サイバー空間の脅威への的確な対処
悪質・重要犯罪の検挙と組織犯罪対策の推進	重要犯罪等の着実な検挙 特殊詐欺の着実な検挙 組織犯罪から県民を守るための対策の推進
交通事故から県民を守る対策の推進	子供・高齢者等の交通事故防止対策の推進 交通事故分析に基づいた交通安全対策の推進 新たな交通手段を含む悪質・危険運転者対策の強化 安全で快適な交通環境の整備
大規模災害やテロ等重大事案から県民を守る取組の推進	大規模災害から県民を守るための取組の推進 テロ等重大事案を未然に防止する取組の推進 警護警備の的確な実施
県民の期待と信頼に応える警察活動の推進	県民に寄り添ったきめ細かな警察活動の推進 社会情勢の変化に的確に対応した組織運営の推進 女性活躍と働きやすい職場環境づくりの推進



令和7年

運営指針	
高知県の安全・安心を守る強く優しい警察 ～県民に寄り添い、ともに歩む～	
重点目標	主要施策
総合的な犯罪抑止対策と子供・女性・高齢者等を守る取組の推進	特殊詐欺等に対する効果的な犯罪抑止対策の推進 人身の安全確保対策の推進 少年の非行防止対策の推進 サイバー空間の脅威への的確な対処
悪質・重要犯罪の検挙と組織犯罪対策の推進	重要犯罪等の着実な検挙 広域的な捜査連携による特殊詐欺等の着実な検挙 組織犯罪から県民を守るための対策の推進
交通事故から県民を守る対策の推進	子供・高齢者等の交通事故防止対策の推進 交通事故分析に基づいた交通安全対策の推進 自転車・電動モビリティを含む悪質・危険運転者対策の強化 安全で快適な交通環境の整備
大規模災害やテロ等重大事案から県民を守る取組の推進	大規模災害から県民を守るための取組の推進 テロ等重大事案を未然に防止する取組の推進 警護警備の的確な実施
県民の期待と信頼に応える警察活動の推進	県民に寄り添ったきめ細かな警察活動の推進 社会情勢の変化に的確に対応した組織運営の推進 女性活躍と働きやすい職場環境づくりの推進

定 例 会 議 資 料	運 転 免 許 業 務 の デ ジ タ ル 化 に つ い て	令和 6 年 11 月 20 日 免 許 セ ン タ ー
1 運転免許業務のデジタル化の経過について 現在、都道府県警察が独自に整備、運用していた運転者管理システムから、全国の運転免許情報を集中管理する警察庁システムへの移行が進められている。 令和 7 年 1 月には、全都道府県で警察庁システムへの移行が完了し、3 月からは、免許情報記録個人番号カードの導入や更新時講習のオンライン受講が開始される。 2 申請受付の自動化 高知県では令和 6 年 1 月に警察庁システムへの移行が完了したが、同時に申請自動受付機の導入により、運転免許証の読み取り、申請書類の作成が自動化された。 3 免許情報記録個人番号カードの運用開始 令和 4 年度から準備を進めてきたが、令和 7 年 3 月 24 日から、全国で個人番号カード（マイナンバーカード）に運転免許証機能を持たせる運用が開始される。 (1) マイナンバーカードと運転免許証の一体化 現行のマイナンバーカードの IC チップ内に、随時読み取り可能な特定免許情報を記録することで、「マイナ免許証」として免許証と同等の扱いになるもの。 (2) 免許証の保有形態 免許証の保有形態については、 ○ 運転免許証のみ（従来どおり） ○ マイナ免許証のみ ○ 運転免許証とマイナ免許証の 2 枚持ち の 3 パターンを自由に選択することが可能 (3) マイナ免許証の利点 ア マイナ免許証のみ保有している場合は、住所や氏名に変更があった際の手続きが、市町村への届出だけで完結する（警察署等へ行く必要がなくなる）。 イ オンラインによる更新時講習（免許更新の際に受ける講習）の受講により、警察署における更新手続きであっても、マイナ免許証の即日交付が可能となる。 4 更新時講習のオンライン化の導入 更新時講習は、これまで運転免許センターや警察署での受講であったが、令和 7 年 3 月 24 日から、オンライン配信による運用が全国で開始されることとなり、時間を問わず、受信可能な環境であればどこでも受講が可能となった。 受講対象者は - マイナ免許証を保有しており - 講習区分が優良運転者又は一般運転者講習の人 である。		